

市民と行政の

協働によるまちづくりをめざして

住民自治条例制定市民ワークショップメンバーを募集します!!

市では住民自治条例（自治基本条例）の制定を検討しています。

住民自治条例とは、市における自治の基本原則やまちづくりのルールなどを定めるもので、自治体の最高法規として位置付けられ、「まちの憲法」と呼ぶべきものです。

市では、この条例を制定するために、まちづくりの主役である市民のみなさまの思いを条例に生かしてまいりたいと考えています。

そこで、条例制定のための市民ワークショップを開催し、「私たちのまち・きたもと」の自治のあり方を研究します。

つきましては、下記のとおりワークショップメンバーを募集しますので多くの市民のみなさまの参加をお待ちします。

記

対 象 18歳以上で北本市に在住、勤務、在学されている方

募集人員 100名程度

応募方法 住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記の上、直接、郵送、FAX、eメール等で下記までご応募ください（応募の様式は自由です。）

ワークショップの予定

第1回（講演会）7月29日（土）午後1時30分から 文化センター第1・2会議室

テーマ 市民協働のまちづくりと住民自治条例の制定

講 師 立正大学法学部教授 山口道昭氏

第2回（講演会）8月19日（土）午後1時30分から 文化センター第1・2会議室

テーマ 久喜市自治基本条例制定の際の市民の取組み

講 師 元久喜市自治基本条例策定市民ワークショップ運営委員長 鈴木弘道氏

第3回ワークショップ以降、北本市における条例の研究等を行います。



ご応募・お問い合わせ先

北本市 秘書政策室 行政改革・特区推進担当

【住所】〒364-8633（住所記載不要）

【TEL】(048)591-1111 内線224

【FAX】(048)592-5997

【e-mail】a02200@city.kitamoto.saitama.jp